



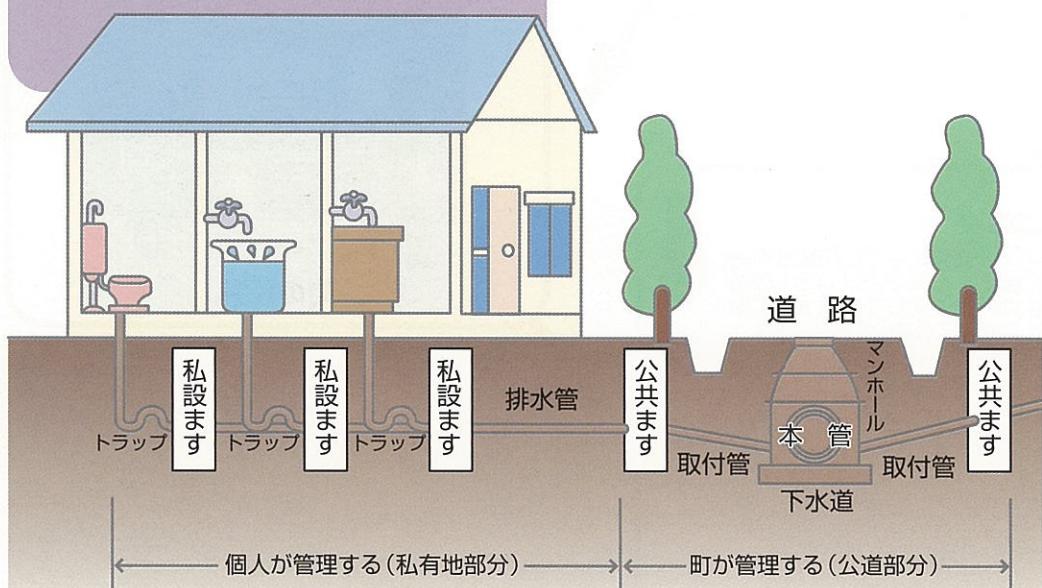
下水道のしくみ

下水道管が道路に布設され、下水道を使用できるようになった地域を『処理区域』といい、供用（使用）開始の年月日、地域などが公示されます。

そうしますと、処理区域内では、トイレを水洗式に改造し、台所や浴室などの汚水、工場などの排水も直接公共下水道に流すための『排水設備』をつくっていただくことになります。

排水設備は建物の所有者がつくります

水洗トイレへの改造や排水管、私設ますなど、排水設備の工事は、建物の所有者に義務づけられています。借家人など土地や建物の所有者以外でも排水設備の工事を行なうことができますが、この場合は、土地と建物の所有者の同意が必要となりますので、工事を行う前によく話し合うようにしましょう。



* 豊富町の公共下水道は家庭や工場の汚水だけを集め浄化処理を行なうものですので、雨水などは今までどおりに道路側溝等へ流します。

●排水設備とは

下水道は、町が道路に建設し、町が管理する「公共下水道」と、個人等が自分の敷地内に設置する「排水設備」からなっています。

排水設備は家庭や工場などの汚水を公共下水道管に流す施設で、個人等に設置・管理をしていただることになります。

●トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道管が建設され、お住まいの地区が下水処理化が下水処理区域になった日から、3年以内にトイレの水洗化が法律（下水道法第11条の3）で義務付けられています。

このため、処理区域となった区域内では水洗トイレにしないと家屋の新築や増築をすることが出来ません。

また台所や浴室等の排水も出来るだけ早く下水道に流すための排水設備を設置しなければなりません。（下水道法第10条）